

令和 6 年 度

天草市財政援助団体等
監 査 報 告 書

天草市監査委員

令和6年度 天草市財政援助団体等監査報告書(天草漁業協同組合)

第1 監査基準への準拠

本監査は、天草市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項及び天草市監査基準第2条第1項第3号に規定する財政援助団体等監査（補助金等交付団体監査）

第3 監査の対象

団 体： 天草漁業協同組合
所 管 課： 水産振興課

第4 監査実施日時及び場所

実施日時：令和7年2月20日（木）午前9時30分
場 所：天草漁業協同組合 会議室

第5 監査の範囲

令和5年度における水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)補助金、栽培漁業地域展開事業補助金、広域種資源造成支援事業補助金、資源管理推進事業補助金、活力ある天草の水産業づくり事業補助金、水産業省エネ施設整備緊急支援事業補助金、漁業経営セーフティネット緊急支援事業補助金に係る出納その他の事務の執行

第6 監査の方法

天草市が天草漁業協同組合へ交付した補助金が、補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、所管課の補助金の交付事務が要綱等に則り、適正かつ効率的に実施されているかどうかの主眼をおき、事前に提出を受けた関係書類を基本資料として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による審査等を行うとともに、必要に応じて関係者に聴取するなどの方法により監査を実施した。

第7 団体の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 天草漁業協同組合 |
| 2 | 所 在 地 | 天草市港町10-19 |
| 3 | 設 立 | 平成17年4月1日 |
| 4 | 役 員 | 代表理事組合長1名、副組合長理事1名、理事16名、監事5名、
組合員数 正組合員1,289人、準組合員2,009人
(R6.3.31現在) |
| 5 | 職 員 | 120名 |
| 6 | 目 的 | 組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。 |
| 7 | 事 業 | |
- | | |
|-----|-----------------------|
| (1) | 水産資源の管理及び水産植物の増殖 |
| (2) | 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 |
| (3) | 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け |
| (4) | 組合員の貯金又は定期積金の受入れ |

- (5) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
 - (6) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
 - (7) 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
 - (8) 漁場の利用に関する事業
 - (8の2) この組合の有する団体漁業権及び入漁権の管理
 - (9) 船だまり、船揚場、魚礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
 - (10) 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
 - (11) 漁業法第109条第1項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第8項に規定する保全活動その他漁場の管理
 - (12) 組合員の共済に関する事業
 - (13) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (14) 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供
 - (15) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (16) 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん
 - (17) 漁船損害等補償法第113条第1項及び第2項並びに第3項(同法第121条、第126条及び第126条の6において準用する場合を含む。)に掲げる事業
 - (18) 漁業信用基金協会の委託を受けてするその事務
 - (19) 漁業共済組合の委託を受けてするその事務
 - (20) 熊本県無線漁業協同組合の委託を受けてするその事務
 - (21) 遊漁船業、釣り場(釣筏、釣り堀を含む。)、潮干狩場、シーフードレストラン、直売事業の経営
 - (22) 種苗生産及び蓄養殖漁業の経営
 - (23) ぶり、あじ落網漁業の経営
 - (24) 小型鋼船修繕業に関する事業
 - (25) 前各号の事業に附帯する事業
- 信用事業
- (1) 為替取引
 - (2) 農林中央金庫その他の信用事業規程に定める者の業務の代理又は媒介
 - (3) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (4) 債務保証又は手形の引受け
 - (5) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務
 - (6) 前各号の事業に附帯する事業

第8 監査の対象とした補助金

- 1 水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分) 補助金
 - 水産資源の回復増大を図るための漁場整備や漁協等が行う共同利用施設の整備等に係る補助金
 - (1) 補助金の概要
 - ア 補助対象経費
 - 施設整備等に要する経費

イ 補助額

予算の範囲内で市長が定める額

(2) 令和 5 年度 補助金交付額

2,821,000 円

2 栽培漁業地域展開事業補助金

天草市地先海域において行う栽培漁業地域展開事業

(1) 補助金の概要

ア 補助対象経費及び補助率

栽培漁業地域展開事業に係る漁業協同組合が負担する経費の 5 分の 3 以内

(2) 令和 5 年度補助額

9,246,000 円

3 広域種資源造成支援事業補助金

資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流に係る経費

(1) 補助金の概要

ア 補助対象経費及び補助率

資源の減少が著しい広域魚種の種苗放流の事業に係る全ての経費の 4 分の 1 以内

(2) 令和 5 年度補助額

725,000 円

4 資源管理推進事業補助金

種苗放流事業並びに産卵施設の設置及びその再利用

(1) 補助金の概要

ア 補助対象経費及び補助率

種苗放流事業並びに産卵施設の設置費及びその再利用に係る経費の 5 分の 3 以内

(2) 令和 5 年度補助額

4,871,000 円

5 活力ある天草の水産業づくり事業補助金

販売及び営業力強化事業並びに販路拡大並びに取扱量増大事業、新製品開発事業

(1) 補助金の概要

ア 補助対象経費

漁協が取り組む販路拡大や新商品開発の経費

イ 補助額

漁協が負担する額の 2 分の 1 を天草市、上天草市及び苓北町の漁協支所割で算定

(2) 令和 5 年度補助額

1,237,000 円

6 水産業省エネ施設整備緊急支援事業補助金

省エネルギー化に資する共同利用施設の整備に対する補助

(1) 補助金の概要

ア 補助対象経費

熊本県水産業省エネ施設整備緊急支援事業実施要領に定める経費

イ 補助額

補助率 3 分の 1 以内

(2) 令和 5 年度補助額

876,000 円

7 漁業経営セーフティネット緊急支援事業補助金

配合飼料や燃油の価格高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため漁業者が加入する「漁業経営セーフティネット構築事業」の漁業者積立金の一部補助

(1) 補助金の概要

ア 補助対象経費

配合飼料：令和 4 年 7 月から令和 5 年 3 月までに支払われた補填金及び令和 5 年 7 月から令和 5 年 10 月までに支払われた補填金

燃油：令和 5 年 3 月申請分の積立金

イ 補助額

配合飼料：補填実績額のうち令和 4 年度漁業者積立金の 30%以内及び令和 5 年度漁業者積立金の 30%以内

燃油：単価 4 円/ℓ×年間購入予定数量

※ただし、選択する積立単価 6 円/ℓ以上かつ 3 年以上継続加入が条件

(2) 令和 5 年度補助額

45,749,000 円

第 9 監査の結果等

1 監査の結果

天草漁業協同組合における補助金の執行状況及び所管課である水産振興課の交付事務について、上記第 1 から第 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金は本来の目的に沿って執行されており、交付事務についても要綱等に基づき概ね適正に処理されているものと認められ、特に指摘する事項はなかった。

なお、指定管理施設の運営に資するため、次の点について要望する。

(1) 指定管理施設について

指定管理施設に対しては今回の監査対象ではないが、今回の監査を通して、特に天草市イルカセンターに対して天草漁業協同組合は様々な問題や課題を抱えている状況である。施設担当課の観光振興課は意見を受け止め、意思の疎通を図り、指定管理施設が効率的な運営ができるよう解決策に取り組むよう要望する。

2 むすび

天草漁業協同組合は、平成17年4月1日に大矢野町漁業協同組合、上天草漁業協同組合、龍ヶ岳町漁業協同組合、あまくさ漁業協同組合及び牛深市漁業協同組合の5漁協が合併し誕生した県下初の認定漁協である。管内漁場は周りを3つの海に囲まれており、それぞれの海の特徴にあった漁業が営まれている。漁業は天草地域の重要な産業であり、その振興は地域にとって大切なことであるが、近年は漁獲の減少による魚価の低迷、高齢化が進んでいることや担い手が不足し育たないことにより漁業者が年々減ってきており、大変深刻な状況にあり、大きな課題を抱えている。また、物価高騰による燃料費や材料費の上昇等により漁業者を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

そのような中、天草漁業協同組合では、市の補助金等を有効に活用し、漁業者の経営安定に向けた様々な事業を行っている。その中でも、活力ある天草の水産業づくり事業補助金では、研修や先進地視察、市場視察、イベントのPR活動等を展開し、学んだことをすでに取り組んでいるものもあり、意義ある研修等を行っていると感じている。また、広域種資源造成支援事業補助金などでは、稚魚の放流事業を展開されており、成果は上がってきているが、今後は目標設定や効果測定を通じて、より具体的な成果が見えるようになれば漁業者の方にも励みになり、漁業の振興にもつながる。天草の漁業の振興のために、天草漁業協同組合がその役割をしっかりと果し、地域の漁業が発展していくよう期待している。